

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 1）]

伊方 3 号機 出入管理室における発煙について（第 2 報）

31. 4. 12
原子力安全対策推進監
(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	31年2月26日10時46分
	発生場所	1号・2号・ 3号 ・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他	

[異常の内容]

2月26日(火)11時13分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 3号機管理区域の出入管理室において、作業員が2月26日(火)10時46分に小物物品搬出モニタより発煙したことを確認した。
- 2 火災感知器は動作しておらず、炎も確認していない。また、現在発煙はない。
- 3 今後、詳細を調査する。
- 4 本事象による環境への影響はない。

[その後の状況等]

2月26日(火)17時1分、四国電力(株)から、その後の状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 その後、消防署員が現地確認を行い、当該モニタ内部の基板の一部に変色があることを確認し、2月26日(火)16時20分、消防署により火災ではない旨の判断がなされた。
- 2 今後、発煙した詳細原因を調査する。

[復旧状況等]

4月12日(金)9時50分、四国電力(株)から、復旧状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 調査の結果、小物物品搬出モニタの表示器に使用している基板内の電子部品から発煙したものであることを特定したため、当該モニタの表示器を同等品に交換し、異常のないことを確認し、4月12日(金)9時30分に通常状態に復旧した。
- 2 発煙した詳細原因は引き続き調査中である。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、復旧状況等を確認しております。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	廃止措置中
	2号機	平成30年5月23日運転終了(第23回定期検査中)
	3号機	運転中(出力103%) ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○ <u>管理区域内の設備の異常</u> ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A，B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

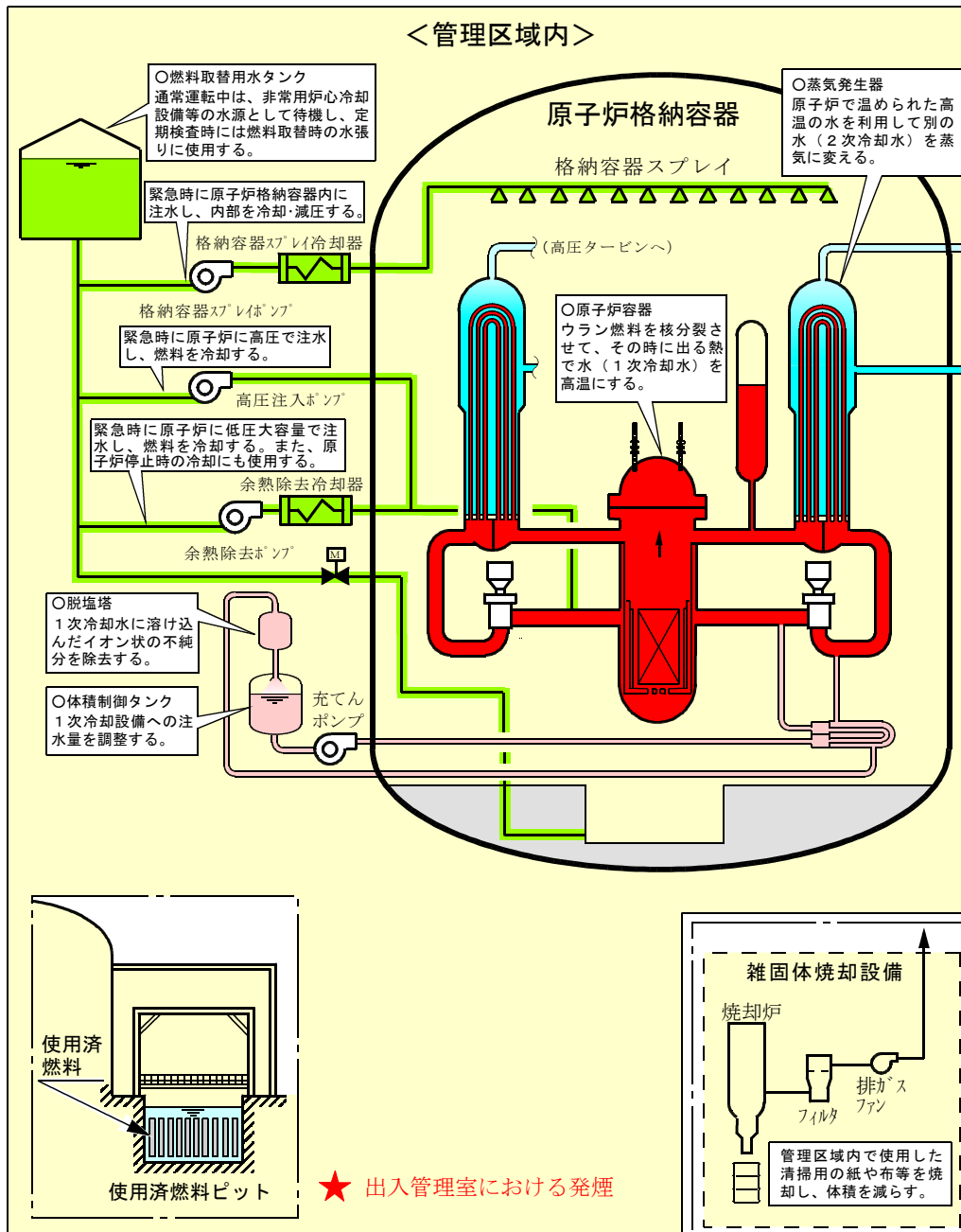
その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊方発電所情報 (お知らせ、第3報)

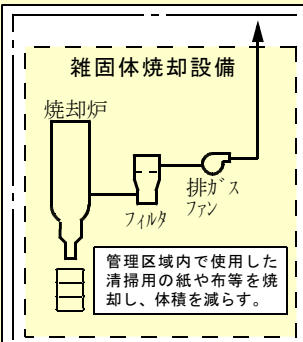
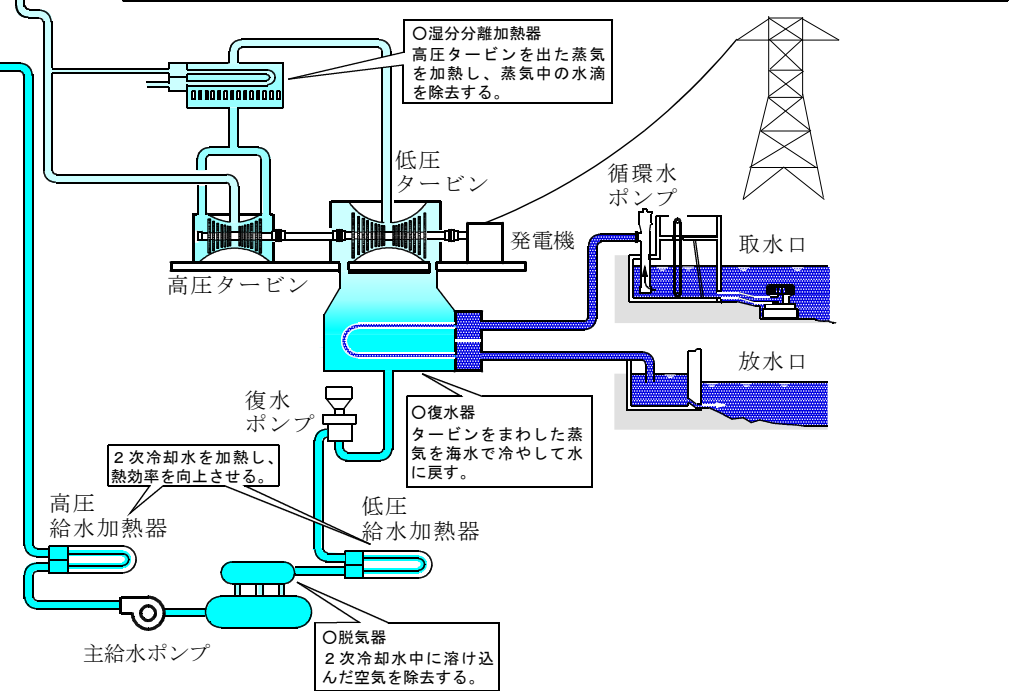
発信年月日	平成31年 4月 12日 (金) 9時 50分		
発信者	伊方発電所 増田		
当 該 機	号機 (定格出力)	1号機	2号機
	発生時 状況	3号機 (890MW)	
発生状況 概要	<p style="text-align: center;"> 設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他 </p> <p> 1. 発生日時： 2月 26日 10時 46分 2. 場 所： 原子炉補助建屋 (管理区域) 3. 状 況： 3号機管理区域の出入管理室において、作業員が2月26日10時46分に小物物品搬出モニタより発煙したことを確認しました。 火災感知器は動作しておらず、炎も確認しておりません。また、現在発煙はありません。 今後、詳細を調査します。 なお、本事象による環境への影響はありません。 <div style="text-align: right;">【第1報にてお知らせ済み】</div> その後、消防署員が現地確認を行い、当該モニタ内部の基板の一部に変色があることを確認し、2月26日16時20分、消防署により火災ではない旨の判断がなされました。 今後、発煙した詳細原因を調査します。 <div style="text-align: right;">【第2報にてお知らせ済み】</div> 調査の結果、当該モニタの表示器に使用している基板内の電子部品から発煙したものであることを特定しました。 このため、当該モニタの表示器を同等品に交換し、異常のないことを確認し、本日、9時30分、通常状態へ復旧しました。 なお、発煙した詳細原因は引き続き調査中です。 </p>		
運転状況	1号機：廃止措置中 2号機：平成30年5月23日運転終了 (第23回定期検査中) 3号機： (通常運転 ・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止) 中		
備 考			

伊方発電所 基本系統図



[凡例]

- : 原子炉で発生した熱を蒸気発生器に伝える設備（1次冷却設備）[放射性物質を含む]
- : 緊急時に原子炉等を冷やす設備（非常用炉心冷却設備等）[放射性物質を含む]
- : 1次冷却水の水質・水量を調整する設備（化学体積制御設備）[放射性物質を含む]
- : 蒸気発生器でできた蒸気でタービンをまわし発電する設備（2次冷却設備）[放射性物質を含まない]
- : 管理区域 [原子炉格納容器、使用済燃料等の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄等の場所であって、その場所の放射線が一定レベル(3月間に1.3ミリシーベルト)を超える恐れのある場所 [実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に規定]



伊方発電所 3号機 小物物品搬出モニタの復旧状況写真



表示器取替前

表示器
取替箇所



表示器取替後

用語解説

○小物物品搬出モニタ

管理区域内に持ち込んだ手持ち物品（チェックシート、筆記用具等）を、持ち出す際に当該物品の放射線量を測定する装置。

○出入管理室

管理区域を出入りする際に、衣服の着替えや、管理区域入退域処理（個人線量計の着用、作業名の確認、着用した衣服等の放射線量の測定等）を実施する場所。

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成31年02月26日 (火)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		10:30	10:40	10:50	11:00	11:10	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション (九町越)	18	18	18	18	18	42	19
	モニタリングポスト伊方越	19	19	19	19	19	37	19
	モニタリングポスト湊浦	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	36	18
	モニタリングポスト川永田	25	25	25	25	25	43	23
	モニタリングポスト九町	34	34	34	34	34	43	24
	モニタリングポスト大成	15	15	15	15	調整中	41	17
	モニタリングポスト豊之浦	25	25	25	25	25	49	26
	モニタリングポスト加周	26	26	25	26	25	55	28
四国電力(株)	モニタリングステーション	17	17	17	17	17	38	18
	モニタリングポストNo.1	18	17	17	17	17	39	17
	モニタリングポストNo.2	15	15	15	15	15	40	16
	モニタリングポストNo.3	14	13	14	13	13	38	15
	モニタリングポストNo.4	16	16	16	16	16	40	17

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○降雨の状況：有・**無**

○伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

1 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間(平成28、29年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

※平成30年度に愛媛県の検出器を更新しており、平常の変動幅の最大値は更新前の検出器によるものであり、参考値。

2 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

